

平成 28 年 度

監 査 結 果 報 告 書

定 期 監 査
財 政 援 助 団 体 監 査

赤 平 市 監 査 委 員

監 査 第 65 号
平成 29 年 2 月 14 日

赤 平 市 長 菊 島 美 孝 様
赤 平 市 議 会 議 長 北 市 勲 様
赤 平 市 教 育 委 員 会 教 育 長 多 田 豊 様
赤 平 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 壽 崎 光 吉 様
赤 平 市 農 業 委 員 会 会 長 田 村 元 一 様

赤平市監査委員 早 坂 忠 一
赤平市監査委員 若 山 武 信

監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

目 次

第 1 定 期 監 査【その1】

1 監査の対象課局及び実施期間	-----	1
2 監 査 の 範 囲	-----	1
3 監 査 の 方 法	-----	1
4 監 査 の 結 果	-----	2

第 2 定 期 監 査【その2】

1 監査の対象課局及び実施期間	-----	5
2 監 査 の 範 囲	-----	5
3 監 査 の 方 法	-----	5
4 監 査 の 結 果	-----	5

第 3 定 期 監 査【その3】

1 監査の対象課局及び実施期間	-----	7
2 監 査 の 範 囲	-----	7
3 監 査 の 方 法	-----	8
4 監 査 の 結 果	-----	8

第 4 定 期 監 査【その4】

1 監査の対象課局及び実施期間	-----	15
2 監 査 の 範 囲	-----	15
3 監 査 の 方 法	-----	16
4 監 査 の 結 果	-----	16

第 5 財 政 援 助 団 体 監 査

1 監査の対象団体及び実施期間等	-----	25
2 監 査 の 範 囲	-----	25
3 監 査 の 方 法	-----	25
4 監 査 の 結 果	-----	26

第 1 定 期 監 査【その1】

1 監査の対象課局及び実施期間

対 象 課 局	実 施 期 間
総 務 課	平成28年4月1日 ～ 平成28年5月13日
社 会 福 祉 課	
介 護 健 康 推 進 課	
建 設 課	
上 下 水 道 課	
議 会 事 務 局	
農 業 委 員 会 事 務 局	
学 校 教 育 課	
市 立 病 院 管 理 課	

2 監 査 の 範 囲

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに執行された支出の特例による**資金前渡**に関する事務

3 監 査 の 方 法

監査対象課局から提出された書類をもとに、資金前渡金の請求から収支の精算に至るまでの事務について、関係規程及び予算に基づき適正に執行されているか、関係諸帳簿、支出証書及び預金通帳を照合、資金前渡職員へ質問をするなど必要な方法を取り監査を実施した。

監 査 関 係 書 類

支出負担行為決議書、前渡金出納簿、精算書（前渡金精算書）、領収書等証拠書類、納付書（戻入）、預金通帳

4 監査の結果

監査対象課局別の結果は以下のとおりであり、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部の課局において不備不適事項が見受けられたことから、今後の事務執行に当たっては、指摘、指導を受けたことを十分踏まえ、適正な事務処理に努めるとともに、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として改善等の措置を講じられたい。

また、軽易な指摘事項については報告書に記載していないが、各資金前渡職員に是正、検討を指導した。

○ 総務課

係 等 名	調査件数
職 員 担 当	2
庶 務 係	2
秘 書 担 当	2

- (1) 特に指摘事項なし。 (職員担当)
- (2) 特に指摘事項なし。 (庶務係)
- (3) 特に指摘事項なし。 (秘書担当)

○ 社会福祉課

係 等 名	調査件数
地 域 福 祉 係	2
子 ども 未 来 ・ 医 療 給 付 係	2

- (1) 前渡金出納簿と領収書の日付は一致しているが、通帳の資金前渡金払出日と一致していないものが見受けられた。私費の立替払いは制度上認められていないことから、適正な事務処理に努められたい。 (地域福祉係)
- (2) 出張の帰庁後に資金前渡金を払出しているものが見受けられた。私費の立替払いは制度上認められていないことから、適正な事務処理に努められたい。 (子ども未来・医療給付係)

○ 介護健康推進課

係 等 名	調査件数
介 護 保 険 係	1
介 護 支 援 係	1
愛 真 ホ ー ム 生 活 指 導 係	1

(1) 特に指摘事項なし。 (介護保険係)

(2) 特に指摘事項なし。 (介護支援係)

(3) 特に指摘事項なし。 (愛真ホーム生活指導係)

○ 建設課

係 等 名	調査件数
建 築 係	1

(1) 特に指摘事項なし。 (建築係)

○ 上下水道課

係 等 名	調査件数
管 理 係	4

(1) 特に指摘事項なし。 (管理係)

○ 議会事務局

係 等 名	調査件数
総 務 議 事 担 当	2

(1) ハイヤー借上料において、ハイヤー使用者が資金前渡金を受領せずに立替払いし、出張の帰庁後に資金前渡金を払出しているものが見受けられた。私費の立替払いは制度上認められていないことから、適正な事務処理に努められたい。 (総務議事担当)

○ 農業委員会事務局

係 等 名	調査件数
農 地 係	1

(1) 特に指摘事項なし。 (農地係)

○ 学校教育課

係 等 名	調査件数
総 務 係	5
学 校 教 育 係	3

(1) 特に指摘事項なし。 (総務係)

(2) 特に指摘事項なし。 (学校教育係)

○ 市立病院管理課

係 等 名	調査件数
庶 務 経 理 ・ 経 営 企 画 担 当	2

(1) 特に指摘事項なし。 (庶務経理・経営企画担当)

第 2 定期 監 査【その2】

1 監査の対象課局及び実施期間

対 象 課 局	実 施 期 間
総 務 課	平成28年5月2日 ～ 平成28年5月18日
上 下 水 道 課	
市 立 病 院 管 理 課	

2 監 査 の 範 囲

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに執行された**物品の購入契約**に関する事務

3 監 査 の 方 法

監査対象課局から提出された書類をもとに、契約の方法及び手続、契約締結並びに契約の履行に至るまでの事務について、関係規程及び予算に基づき適正に執行されているか、それぞれの書類を照合、関係職員に質問をするなど必要な方法を取り監査を実施した。

監 査 関 係 書 類

物品購入伺書、入札等実施伺書、物品購入契約締結伺書、契約書その他関係書類

4 監 査 の 結 果

監査対象課局別の結果は以下のとおりであり、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部の課局において不備不適事項が見受けられたことから、今後の事務執行に当たっては、指摘、指導を受けたことを十分踏まえ、適正な事務処理に努めるとともに、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として改善等の措置を講じられたい。

また、軽易な指摘事項については報告書に記載していないが、関係職員に是正、検討を指導した。

○ 総務課

係 等 名	調査件数
契 約 管 財 係	21

- (1) 灯油・A重油・ガソリン・軽油の競争入札の執行において、入札参加条件として「供給証明書を契約時まで提出すること。」と定められているが、落札業者から供給証明書が契約時まで提出されていないもの、又は未提出なものが散見されたことから、適正な競争入札の執行に努められたい。(契約管財係)

○ 上下水道課

係 等 名	調査件数
管 理 係	14

- (1) 浄水場薬品の単価契約において、市内指名登録業者のうち入札参加意思のある業者が1社のみという理由により、平成25年度から同一業者のみと見積合わせを執行し契約しており、そのため、契約金額が予定価格とほぼ同額となっている。
このことは、競争原理が働いているとは言い難いことから、予定支出総額が赤平市契約事務取扱規則第17条第1項で定める額(80万円)を超える物品については、市外指名登録業者を含めた競争入札を執行することについて検討されたい。(管理係)

○ 市立病院管理課

係 等 名	調査件数
庶 務 経 理 係	16

- (1) FPD搭載型回診X線撮影装置の契約において、物品売買契約書に収入印紙が貼付されているが、印紙税法上、物品売買契約書は不課税文書となり収入印紙の貼付が不要とされることから、契約相手に対し適切な指導をするよう努められたい。
- (2) 中空知医療圏連携ネットワークシステム②の契約において、売買等契約書に収入印紙が貼付されていないが、印紙税法上、作成した契約書が課税文書に該当するかどうかは、契約書の名称や呼称から形式的に行うのではなく、契約書に記載されている内容に基づいて判断することになります。よって、当契約の場合、請負契約の要素があり課税文書と判断され収入印紙の貼付が必要とされることから、契約相手に対し適切な指導をするよう努められたい。(庶務経理係)

第3 定期監査【その3】

1 監査の対象課局及び実施期間

対 象 課 局	実 施 期 間
総 務 課	平成28年8月29日 ～ 平成28年10月6日
企 画 財 政 課	
税 務 課	
市 民 生 活 課	
社 会 福 祉 課	
介 護 健 康 推 進 課	
商 工 労 政 観 光 課	
農 政 課	
建 設 課	
上 下 水 道 課	
議 会 事 務 局	
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	
学 校 教 育 課	
社 会 教 育 課	
市 立 病 院 管 理 課	
市 立 病 院 医 事 課	

2 監 査 の 範 囲

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに執行された**工事**，**委託等の契約**に関する事務

3 監査の方法

監査対象課局から提出された書類をもとに、契約の方法及び手続、契約締結並びに契約の履行に至るまでの事務について、関係規程及び予算に基づき適正に執行されているか、それぞれの書類を照合、関係職員に質問をするなど必要な方法を取り監査を実施した。

監査関係書類

施行伺起案書、見積依頼書、入札等実施伺書、契約締結伺書、予定価格書、見積書、契約書、その他関係書類

4 監査の結果

監査対象課局別の結果は以下のとおりであり、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部の課局において不備不適事項が見受けられたことから、今後の事務執行に当たっては、指摘、指導を受けたことを十分踏まえ、適正な事務処理に努めるとともに、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として改善等の措置を講じられたい。

また、軽易な指摘事項については報告書に記載していないが、関係職員に是正、検討を指導した。

○ 総務課

係 等 名	調査件数
職 員 係	3
庶 務 係	6
契 約 管 財 係	7

(1) 特に指摘事項なし。 (職員係)

(2) 業務委託契約の事務処理において、年額が地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に規定する地方公共団体の規則で定める額を超えているため競争入札による契約が適当であるが、見積合わせを執行し契約しているものが見受けられたことから、競争入札を執行することに留意されたい。 (庶務係)

(3) 特に指摘事項なし。 (契約管財係)

○ 企画財政課

係 等 名	調査件数
企 画 調 整 係	1
地 方 創 生 担 当	2
移 住 ・ 定 住 担 当	1
広 報 広 聴 係	1
財 政 係	1

(1) 特に指摘事項なし。 (企画調整係)

(2) 特に指摘事項なし。 (地方創生担当)

(3) 特に指摘事項なし。 (移住・定住担当)

(4) 特に指摘事項なし。 (広報広聴係)

(5) 特に指摘事項なし。 (財政係)

○ 税務課

係 等 名	調査件数
市 税 係	2

(1) 特に指摘事項なし。 (市税係)

○ 市民生活課

係 等 名	調査件数
戸 籍 年 金 係	2
医 療 保 険 係	6
国 保 賦 課 徴 収 係	1
生 活 環 境 交 通 係	9
茂 尻 支 所 総 務 係	1

(1) 特に指摘事項なし。 (戸籍年金係)

(2) 特に指摘事項なし。 (医療保険係)

(3) 特に指摘事項なし。 (国保賦課徴収係)

(4) 特に指摘事項なし。 (生活環境交通係)

(5) 特に指摘事項なし。 (茂尻支所総務係)

○ 社会福祉課

係 等 名	調査件数
地 域 福 祉 係	5
子 ども 未 来 ・ 医 療 給 付 係	4

(1) 特に指摘事項なし。 (地域福祉係)

(2) 特に指摘事項なし。 (子ども未来・医療給付係)

○ 介護健康推進課

係 等 名	調査件数
介 護 保 険 係	2
健 康 づ く り 推 進 係	5
介 護 支 援 係	2
愛 真 ホ ー ム 生 活 指 導 係	4

(1) 特に指摘事項なし。 (介護保険係)

(2) 特に指摘事項なし。 (健康づくり推進係)

(3) 業務委託契約の事務処理において、監督員と検査員を同一人に行わせているものが見受けられたことから、契約の適正な履行を確保する観点から、相互けん制させることにより厳正を期することについて検討されたい。 (介護支援係)

- (4) 業務委託契約の事務処理において、代理人により見積合わせを執行しているが、見積
人から委任状が提出されていないものが見受けられたことから、適正な事務処理に努め
られたい。 (愛真ホーム生活指導係)

○ 商工労政観光課

係 等 名	調査件数
商 工 労 政 係	1
観 光 係	3

- (1) 業務委託契約の事務処理において、契約金額に応じた収入印紙が契約書に貼付されて
いないものが見受けられたことから、印紙税法に基づき、適正な事務処理に努められ
たい。
- (2) 業務委託契約の事務処理において、完了検査が行われていないものが見受けられたこ
とから、赤平市業務委託事務取扱要綱第10条の規定により、適正な事務処理に努められ
たい。 (商工労政係)
- (3) 特に指摘事項なし。 (観光係)

○ 農政課

係 等 名	調査件数
農 政 係	6
林 業 係	7

- (1) 業務委託契約の入札執行において、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あ
るときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならないが、入札者
がくじ引きを辞退することはできないが、入札者の辞退を認め落札者を定めているもの
が見受けられたことから、地方自治法施行令第167条の9の規定に基づき、厳正な入札執
行に努められたい。
- (2) 業務委託契約の事務処理において、予定価格が地方自治法施行令第167条の2第1項第1
号に規定する地方公共団体の規則で定める額を超えているため競争入札による契約が適
当であるが、見積合わせを執行し契約しているものが見受けられたことから、競争入札
を執行することに留意されたい。

(3) 業務委託契約の事務処理において、契約金額に応じた収入印紙が契約書に貼付されていないものが見受けられたことから、印紙税法に基づき、適正な事務処理に努められたい。 (農政係)

(4) 特に指摘事項なし。 (林業係)

○ 建設課

係 等 名	調査件数
住 宅 係	20
建 築 係	4
管 理 計 画 係	12
土 木 係	14

(1) 特に指摘事項なし。 (住宅係)

(2) 特に指摘事項なし。 (建築係)

(3) 特に指摘事項なし。 (管理計画係)

(4) 特に指摘事項なし。 (土木係)

○ 上下水道課

係 等 名	調査件数
上 下 水 道 建 設 係	7

(1) 特に指摘事項なし。 (上下水道建設係)

○ 議会事務局

係 等 名	調査件数
総 務 議 事 係	1

(1) 特に指摘事項なし。 (総務議事係)

○ 選挙管理委員会事務局

係 等 名	調査件数
選 挙 係	2

(1) 特に指摘事項なし。 (選挙係)

○ 学校教育課

係 等 名	調査件数
総 務 係	13
学 校 給 食 セ ン タ ー 業 務 係	1

(1) 特に指摘事項なし。 (総務係)

(2) 特に指摘事項なし。 (学校給食センター業務係)

○ 社会教育課

係 等 名	調査件数
社 会 体 育 係	6
交 流 セ ン タ ー み ら い 管 理 係	3
図 書 館 図 書 係	2
東 公 民 館 管 理 係	5

(1) 特に指摘事項なし。 (社会体育係)

(2) 業務委託契約の事務処理において、予定価格調書が作成されていないもの、受託者から消費税及び地方消費税に関する申立書及び業務処理責任者指定報告書等が提出されていないものが見受けられたことから、赤平市業務委託事務取扱要綱の規定により、基本的な事務処理を再確認することについて留意されたい。(交流センターみらい管理係)

(3) 特に指摘事項なし。 (図書館図書係)

(4) 特に指摘事項なし。 (東公民館管理係)

○ 市立病院管理課

係 等 名	調査件数
庶 務 経 理 係	6
経 営 企 画 室	3
施 設 係	8

(1) 特に指摘事項なし。 (庶務経理係)

(2) 特に指摘事項なし。 (経営企画室)

(3) 特に指摘事項なし。 (施設係)

○ 市立病院医事課

係 等 名	調査件数
医 事 係	2

(1) 特に指摘事項なし。 (医事係)

第 4 定 期 監 査【その4】

1 監査の対象課局及び実施期間

対 象 課 局	実 施 期 間
総 務 課	平成28年12月 2日 ～ 平成28年12月20日
企 画 財 政 課	平成28年12月 2日 ～ 平成28年12月16日
税 務 課	平成28年11月 1日 ～ 平成28年11月18日
議 会 事 務 局	平成28年 9月23日 ～ 平成28年 9月30日
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	平成28年10月 5日 ～ 平成28年10月 7日
学 校 教 育 課	平成28年10月11日 ～ 平成28年11月11日
社 会 教 育 課	平成28年10月 3日 ～ 平成28年11月25日
市 立 病 院 管 理 課	平成28年12月 9日 ～ 平成28年12月 9日
市 立 病 院 医 事 課	平成28年12月 9日 ～ 平成28年12月 9日

2 監 査 の 範 囲

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに執行された収入・支出に関する事務，財産管理に関する事務並びに一般文書に関する事務

3 監査の方法

監査対象課局から提出された書類をもとに、当該課局の事務が関係規程及び予算に基づき適正に執行されているかについて、それぞれの書類を照合、関係職員に質問をするなど必要な方法を取り監査を実施した。

監査関係書類

(1) 収入に関する事務

調定決議書、滞納繰越伺書、不納欠損伺書その他関係書類

(2) 支出に関する事務

支出負担行為決議書、補助金（負担金）交付申請書、実績報告書、出張命令書（復命書）、精算書、臨時職員勤務実績報告書、賃金支給内訳書

(3) 財産管理に関する事務

行政財産使用許可申請書、備品台帳

(4) 一般文書に関する事務

文書簿冊

4 監査の結果

監査対象課局別の結果は以下のとおりであり、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部の課局において不備不適事項が見受けられたことから、今後の事務執行に当たっては、指摘、指導を受けたことを十分踏まえ、適正な事務処理に努めるとともに、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として改善等の措置を講じられたい。

また、軽易な指摘事項については報告書に記載していないが、関係職員に是正、検討を指導した。

なお、文書は市の事務を処理していく上で基本となるものであり、行政内部に限らず、住民に対し行政の意思を正確に伝達する上でも重要な役割を担っている。

さらに、文書は行政機関の意思を伝達する手段であると同時に、意思決定の証拠物件として保存され、後日における執務の参考資料として利用されるという役割を担っていることから、文書事務は適正かつ確実に、しかも統一的に行う必要があるが、電子メール等による伝達手段の変化並びに効率性を優先することから不適切な文書管理が見受けられたため、関係規程を再確認するとともに、慎重かつ適正な事務処理に努められたい。

また、文書事務の統一性の確保並びに効率的な事務執行のためにも、現状に即した文書事務取扱規程の整備について十分検討されたい。

○ 総務課

係 等 名	調査件数
職 員 係	2
庶 務 係	5
契 約 管 財 係	2
秘 書 係	3
防 災 対 策 係	4

- (1) 特に指摘事項なし。 (職員係)
- (2) 叙勲・表彰関係において、伝達式の日程通知に係る起案書の施行月日に誤りのあるものが散見された。決裁文書に記載される施行月日とは、法規文書及び令達文書にあっては公布令達番号簿に登録した日、発送する文書にあっては発送した日、それ以外の文書にあってはその事務を処理した日となることから、赤平市文書事務取扱規程第36条の規定により、適正な事務処理に努められたい。
- (3) 「赤平市葬事業」において、補助事業等に要する予算を変更しようとするときは、補助事業者等は補助事業等変更申請書を市長に提出しその承認を受けなければならないが、提出がないまま完結されていることから、赤平市補助金等交付規則第5条の2の規定により、適正な事務処理に努められたい。
- (4) 総体的に、赤平市文書事務取扱規程を遵守した事務処理に努められたい。 (庶務係)
- (5) 起案書の施行月日に誤りのあるものが散見された。決裁文書に記載される施行月日とは、法規文書及び令達文書にあっては公布令達番号簿に登録した日、発送する文書にあっては発送した日、それ以外の文書にあってはその事務を処理した日となることから、赤平市文書事務取扱規程第36条の規定により、適正な事務処理に努められたい。
- (6) 文書の余白に起案文を記載し決裁を受けて処理しているものが散見されたが、保存年限5年の文書は軽易な事案ではないことから、赤平市文書事務取扱規程第18条第1項の規定により、起案書を用いて起案されたい。 (契約管財係)
- (7) 5,000円以上の食糧費の支出承認において、副市長の専決事項であるが副市長の決裁を受けていないものが見受けられたことから、赤平市役所事務専決規程第6条の規定により、適正な事務処理に努められたい。
- (8) 総体的に、赤平市文書事務取扱規程を遵守した事務処理に努められたい。 (秘書係)

- (9) 「赤平市医師会防災救急医療器材費事業」の補助事業等実績報告において、補助事業者等から実績報告書がすみやかに提出されていないことから、赤平市補助金等交付規則第8条の規定により、適正な事務処理に努められたい。また、文書が会計年度末（5月31日）までに完結に至らなかったことから、赤平市文書事務取扱規程第38条の規定により、未完結文書繰越票により翌年度に繰越し新番号を付して、翌年度の文書として保存することに留意されたい。
- (10) 配布された文書の処理において、起案していないもの及び決裁を受けていないものが散見されたことから、赤平市文書事務取扱規程第4章及び第5章の規定により、基本的な事務処理を再確認することについて留意されたい。 (防災対策係)

○ 企画財政課

係 等 名	調査件数
企 画 調 整 係	5
地 方 創 生 担 当	1
移 住 ・ 定 住 担 当	3
広 報 広 聴 係	1
財 政 係	2

- (1) 起案書の施行月日に誤りのあるものが見受けられた。決裁文書に記載される施行月日とは、法規文書及び令達文書にあつては公布令達番号簿に登載した日、発送する文書にあつては発送した日、それ以外の文書にあつてはその事務を処理した日となることから、赤平市文書事務取扱規程第36条の規定により、適正な事務処理に努められたい。
- (2) 文書の余白に起案文を記載し決裁を受けて処理しているものが見受けられたが、保存年限5年の文書は軽易な事案ではないことから、赤平市文書事務取扱規程第18条第1項の規定により、起案書を用いて起案されたい。 (企画調整係)
- (3) 特に指摘事項なし。 (地方創生担当)
- (4) 「あかびら住みかエール」の文書において、登録台帳が作成されていないもの、登録申請書に位置図、配置図及び写真等の必要書類が添付されていないもの及び登録取消届出書に売買契約書の写しが添付されていないものが見受けられたことから、あかびら住みかエール実施要綱の規定により、適正な事務処理に努められたい。
- (5) 文書の余白に起案文を記載し決裁を受けて処理しているものが散見されたが、保存年限5年及び10年の文書は軽易な事案ではないことから、赤平市文書事務取扱規程第18条第1項の規定により、起案書を用いて起案されたい。 (移住・定住担当)

(6) 特に指摘事項なし。 (広報広聴係)

(7) 配布された文書の処理において、起案していないもの及び決裁を受けていないものが散見されたことから、赤平市文書事務取扱規程第4章及び第5章の規定により、基本的な事務処理を再確認することについて留意されたい。 (財政係)

○ 税務課

係 等 名	調査件数
市 税 係	4
納 税 係	3

(1) 特に指摘事項なし。 (市税係)

(2) 配布された文書の処理において、起案していないもの及び決裁を受けていないものが散見されたことから、赤平市文書事務取扱規程第4章及び第5章の規定により、基本的な事務処理を再確認することについて留意されたい。 (納税係)

○ 議会事務局

係 等 名	調査件数
総 務 議 事 係	3

(1) 特に指摘事項なし。 (総務議事係)

○ 選挙管理委員会事務局

係 等 名	調査件数
選 挙 係	3

(1) 起案書の決裁において、起案者から順次直属上司の承認を経て決裁者の決裁を受けていないものが散見されたことから、赤平市文書事務取扱規程第23条第1項の規定により、適正な事務処理に努められたい。 (選挙係)

○ 学校教育課

係 等 名	調査件数
総 務 係	6
学 校 教 育 係	7
赤 平 幼 稚 園	3
学 校 給 食 セ ン タ ー 業 務 係	5
赤 平 市 立 茂 尻 小 学 校	6
赤 平 市 立 豊 里 小 学 校	8
赤 平 市 立 赤 間 小 学 校	7
赤 平 市 立 赤 平 中 央 中 学 校	10
赤 平 市 立 赤 平 中 学 校	6

- (1) 起案書の施行月日に誤りのあるものが見受けられた。決裁文書に記載される施行月日とは、法規文書及び令達文書にあっては公布令達番号簿に登載した日、発送する文書にあっては発送した日、それ以外の文書にあってはその事務を処理した日となることから、赤平市文書事務取扱規程第36条の規定により、適正な事務処理に努められたい。
- (2) 文書の余白に起案文を記載し決裁を受けて処理しているものが見受けられたが、保存年限5年の文書は軽易な事案ではないことから、赤平市文書事務取扱規程第18条第1項の規定により、起案書を用いて起案されたい。
- (3) 「平成27年度総合的な学習活動推進事業」の補助金等交付申請において、申請者から提出された補助金等交付申請書添付書類の収支予算書に、別紙内訳書と記載はあるが添付されていないことから、厳正な内容審査に努められたい。
- (4) 「平成27年度北海道中学校体育大会第46回北海道中学校陸上競技大会選手派遣事業」において、補助事業等に要する予算を変更しようとするときは、補助事業者等は補助事業等変更申請書を市長に提出しその承認を受けなければならないが、提出がないまま完結されていることから、赤平市補助金等交付規則第5条の2の規定により、適正な事務処理に努められたい。
- (5) 「平成27年度北海道中学校体育大会第36回北海道中学校ソフトテニス大会選手派遣事業」の補助事業等実績報告において、補助事業者等から提出された補助事業等実績報告書の添付書類に、収支決算書と記載はあるが添付されていないことから、厳正な内容審査に努められたい。
(総務係)
- (6) 文書の余白に起案文を記載し決裁を受けて処理しているものが散見されたが、保存年限5年の文書は軽易な事案ではないことから、赤平市文書事務取扱規程第18条第1項の規定により、起案書を用いて起案されたい。
- (7) 起案書の施行月日に誤りのあるものが見受けられた。決裁文書に記載される施行月日とは、法規文書及び令達文書にあっては公布令達番号簿に登載した日、発送する文書に

あつては発送した日、それ以外の文書にあつてはその事務を処理した日となることから、赤平市文書事務取扱規程第36条の規定により、適正な事務処理に努められたい。

(学校教育係)

(9) 配布された文書の処理において課長の閲覧印が全件押印されていないこと及び課長から交付を受けた文書の処理において文書管理票が全件作成されていないことから、赤平市文書事務取扱規程第15条第1項及び第2項の規定により、基本的な事務処理を再確認することについて留意されたい。

(10) 文書の余白に起案文を記載し決裁を受けて全件処理しているが、保存年限5年の文書は軽易な事案ではないことから、赤平市文書事務取扱規程第18条第1項の規定により、起案書を用いて起案されたい。

(11) 起案者から順次直属上司の承認を経て決裁者の決裁を受けていない文書が散見されたことから、赤平市文書事務取扱規程第23条第1項の規定により、適正な事務処理に努められたい。

(12) 出張を伴う文書において、開催案内文書等及び出張復命書が編冊されていないものが散見されたことから、基本的な事務処理を再確認することについて留意されたい。

(赤平幼稚園)

(13) 調定決議書及び支出負担行為決議書の決裁において、起案者から順次直属上司の承認を経て決裁者の決裁を受けていないものが散見されたことから、赤平市文書事務取扱規程第23条第1項の規定により、適正な事務処理に努められたい。

(14) 起案書の施行月日に誤りのあるものが見受けられた。決裁文書に記載される施行月日とは、法規文書及び令達文書にあつては公布令達番号簿に登載した日、発送する文書にあつては発送した日、それ以外の文書にあつてはその事務を処理した日となることから、赤平市文書事務取扱規程第36条の規定により、適正な事務処理に努められたい。

(15) 「学校給食事務取扱校事業」の補助事業者等から提出された補助事業等実績報告書に基づく起案書の起案文において、「実績報告がありましたので完結してよろしいですか。」と記載されているが、補助金等の交付目的に沿い事業が行われたかどうか等の審査結果について記載されるよう留意されたい。

(学校給食センター業務係)

(16) 特に指摘事項なし。

(赤平市立茂尻小学校)

(17) 「平成27年度総合的な学習活動推進事業」の事務処理において、領収書等の証拠書類が添付されないまま処理しているものが見受けられたことから、領収書の再発行又は校長の支出確認書等を添付することにより、補助事業に係る経費の収支を明らかにすることに留意されたい。

(赤平市立豊里小学校)

(18) 特に指摘事項なし。(赤平市立赤間小学校)

(19) 「平成27年度北海道中学校体育大会第46回北海道中学校陸上競技大会選手派遣事業」において、補助事業等に要する予算を変更しようとするときは、補助事業者等は補助事業等変更申請書を市長に提出しその承認を受けなければならないが、提出がないまま完結されていることから、赤平市補助金等交付規則第5条の2の規定により、適正な事務処理に努められたい。(赤平市立赤平中央中学校)

(20) 「平成27年度北海道中学校体育大会各種大会選手派遣事業」及び「平成27年度第60回空知地区吹奏楽コンクール派遣事業」の事務処理において、領収書等の証拠書類が添付されないまま処理しているものが見受けられたことから、領収書の再発行又は校長の支出確認書を添付することにより、補助事業に係る経費の収支を明らかにすることに留意されたい。(赤平市立赤平中学校)

○ 社会教育課

係 等 名	調査件数
社 会 教 育 係	4
社 会 体 育 係	4
交 流 セ ン タ ー み ら い 管 理 係	1
図 書 館 図 書 係	2
東 公 民 館 管 理 係	3

(1) 「郷土文化育成（住吉獅子舞）事業」の補助事業等実績報告について数年同様の指摘をしているところであるが、毎年度、剰余金を繰越金として処理しているため適正に処理されているとは言い難いことから、厳正な内容審査に努められたい。

(2) 起案書の施行月日に誤りのあるものが散見された。決裁文書に記載される施行月日とは、法規文書及び令達文書にあっては公布令達番号簿に登載した日、発送する文書にあっては発送した日、それ以外の文書にあってはその事務を処理した日となることから、赤平市文書事務取扱規程第36条の規定により、適正な事務処理に努められたい。

(3) 起案書決裁欄に起案者以外の係員の印が押印されているものが散見された。決裁とは、赤平市文書事務取扱規程第23条第1項の規定により、起案者から順次直属上司の承認を経て決裁者の決裁を受けるものであることから、係回覧をしようとするときは、合議欄等を利用し回覧されたい。

(4) 出張を伴う文書において、出張命令書及び出張復命書が編冊されていないものが散見されたことから、適正な事務処理に努められたい。

(5) 文書の余白に起案文を記載し決裁を受けて処理しているものが見受けられたが、保存年限5年の文書は軽易な事案ではないことから、赤平市文書事務取扱規程第18条第1項の規定により、起案書を用いて起案されたい。(社会教育係)

(6) 「平成27年度スポーツ少年団事業」の補助事業等実績報告において、補助事業者等から実績報告書がすみやかに提出されていないことから、赤平市補助金等交付規則第8条の規定により、適正な事務処理に努められたい。(社会体育係)

(7) 文書管理票への記載において、収発月日及び施行月日が記載されていないもの、収発月日及び施行月日に誤りのあるものが散見された。なお、施行月日とは、法規文書及び令達文書にあつては公布令達番号簿に登載した日、発送する文書にあつては発送した日、それ以外の文書にあつてはその事務を処理した日となることから、赤平市文書事務取扱規程第36条の規定により、適正な事務処理に努められたい。(交流センターみらい管理係)

(8) 特に指摘事項なし。(図書館図書係)

(9) 特に指摘事項なし。(東公民館管理係)

○ 市立病院管理課

係 等 名	調査件数
庶 務 経 理 係	6

(1) 起案書の起案月日、決裁月日及び施行月日に誤りのあるものが散見された。なお、決裁文書に記載される施行月日とは、法規文書及び令達文書にあつては公布令達番号簿に登載した日、発送する文書にあつては発送した日、それ以外の文書にあつてはその事務を処理した日となることから、赤平市文書事務取扱規程第36条の規定により、適正な事務処理に努められたい。

(2) 文書の余白に起案文を記載し決裁を受けて処理しているものが見受けられたが、保存年限5年及び永年の文書は軽易な事案ではないことから、赤平市文書事務取扱規程第18条第1項の規定により、起案書を用いて起案されたい。

(3) 休職期間の延長に伴う起案文書において、根拠となる診断書が添付されていないものが見受けられたことから、赤平市文書事務取扱規程第19条の規定により、適正な事務処理に努められたい。(庶務経理係)

○ 市立病院医事課

係 等 名	調査件数
医 事 係	6

- (1) 調査に係る收受文書の処理において、全件、收受印及び課長の閲覧印が押印されていないことから、あかびら市立病院文書事務取扱規程第5条及び第6条第1項の規定により、適正な事務処理に努められたい。
- (2) 医師意見書作成依頼書を收受文書として取り扱いしていないため、全件、收受印及び課長の閲覧印が押印されていないことから、あかびら市立病院文書事務取扱規程第5条及び第6条第1項の規定により、適正な事務処理に努められたい。 (医事係)

第 5 財政援助団体監査

1 監査の対象団体及び実施期間等

対 象 団 体	財政援助の内容	金額 (円)	実施期間
赤平市社会福祉協議会	社会福祉協議会 運営費補助金	20,006,000	平成29年2月3日
	福祉活動専門員 設置費補助金	2,500,000	
	ボランティアセンター 活動事業費補助金	2,180,000	
	赤平市社会福祉大会 補助金	55,000	
	ふれあいネットワーク 支援事業補助金	14,000	
赤平中小企業相談所	赤平中小企業相談所 運営事業補助金	35,000	
赤平中小企業相談所	赤平中小企業相談所 運営事業補助金	1,484,000	

2 監査の範囲

平成27年度における財政援助に係る出納その他の事務

3 監査の方法

財政援助を行った関係課局及び監査対象団体から提出された書類をもとに、主に補助金の申請から収支の精算に至るまでの事務について、関係諸帳簿及び書類を試査により照合、当該団体の関係者に質問をするなど必要な方法を取り監査を実施した。

4 監査の結果

財政援助団体の補助金に係る出納その他の事務の執行状況、所管課の指導状況等について監査を実施した結果、財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部において不備不適事項が見受けられたことから、今後の事務執行に当たっては、指摘、指導を受けたことを十分踏まえ、適正な事務処理に努めるとともに、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として改善等の措置を講じられたい。

また、軽易な指摘事項については報告書に記載していないが、当該団体及び所管課に是正、検討を指導した。

なお、団体の結果は以下のとおりであり、今後とも補助による効果を確認するとともに、より適正な補助事業の執行に努められたい。

○ 赤平市社会福祉協議会

(1) 団体に関する事項

実績報告の際に提出された実績額の内訳と補助経費に差異が生じているものが見受けられたことから、赤平市社会福祉法人等の助成に関する条例第6条の規定により、所管課と補助対象経費、補助率及び交付方法等について十分協議の上基準を明確に定め、また、補助対象事業に限った収支予算書及び収支決算書並びに詳細な事業計画書及び事業報告書を作成し所管課へ提出することにより、補助金等交付の透明性の確保を図られたい。

(2) 所管課局（社会福祉課）に関する事項

当該団体から実績報告の際に提出された実績額の内訳と補助経費に差異が生じているものが見受けられたことから、赤平市社会福祉法人等の助成に関する条例第6条の規定により、当該団体と補助対象経費、補助率及び交付方法等について十分協議の上要綱等を整備し基準を明確に定め、また、補助金等交付の透明性の確保を図るために当該団体から補助対象事業に限った収支予算書及び収支決算書並びに詳細な事業計画書及び事業報告書の提出を求めるとともに、補助金等交付申請書及び補助事業等実績報告書の慎重かつ厳正な内容審査に努められたい。

○ 赤平中小企業相談所

(1) 団体に関する事項

特に指摘事項なし。

(2) 所管課局（商工労政観光課）に関する事項

特に指摘事項なし。